

## 神戸港港湾審議会運営要綱 (改正後)

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸港港湾審議会条例(昭和49年1月条例第53号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、神戸港港湾審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の通知)

第2条 会長は、会議の開会の日前7日までに、会議の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(出席委員の報告)

第3条 会長は、会議前に出席委員数を報告しなければならない。

(議事録)

第4条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事の経過概要及びその結果

2 議事録には、会長及び会長の指名する出席委員2名がこれに署名押印するものとする。

(専門部会)

第5条 審議会に、次の専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- (1) 計画部会
- (2) 環境整備負担金部会

2 部会は、それぞれ次の各号に定める事項を審議し、議決するものとする。

(1) 計画部会 条例第2条第1号に規定する審議会の所掌事務のうち、港湾法施行規則第1条の6の各号に定める事項以外のものに係る変更に関する事及びこれに付随する条例第2条第3号の変更に関する事。また条例第2条第3号に規定する審議会の所掌事務のうち、神戸港の将来的な構想の検討に関する事(法第3条の3第1項の港湾計画に関する事は除く)。

(2) 環境整備負担金部会 条例第2条第2号に規定する審議会の所掌事務のうち、神戸市港湾環境整備負担金条例第9条に定める事項に関する事。

3 前項の議決は、審議会の議決とする。

4 部会長は、前項の議決があった時は、その内容を次の審議会の会議に報告しなければならない。

5 部会長は、審議に必要な事項について調査研究するため、必要に応じて、研究会（以下「研究会」という）を置くことができる。

6 研究会に属すべき委員及び臨時委員は、部会長が指名する。

（幹事会）

第6条 審議会に幹事を置く。

2 幹事会は、別に掲げる行政機関及び市の職員によって組織する。

3 条例第5条及び第6条の規定は、幹事会に関して準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「幹事会」と、「委員」とあるのは「幹事」と、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、昭和51年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。



資料-3(2)

平成 27 年 5 月 8 日

神戸港港湾審議会  
会長 黒田 勝彦 様

神戸港港湾管理者 神戸市  
代表者 神戸市長 久元 喜造



神戸港の将来構想の検討について（諮問）

神戸港は平成 29 年に開港 150 年を迎えることから、この節目にあわせ、神戸港の将来構想の検討を行うにあたり、貴会の意見を求めます。